

大学は、障がいのある学生から申出があれば、合理的配慮を提供するよう、努めなければなりません(障害者差別解消法8条2項)。  
合理的配慮の内容は、障がい学生との建設的対話を経て、合意により決めるのが望ましいとされています。そこで…

## 学生の皆様へ

2018年4月から  
同志社大学の  
障がい学生支援制度を  
一部変更します！



### ● 配慮には、学生からの意思表示が必要です。

配慮を希望する場合は、精神障がい・発達障がいについては、カウンセリングセンター(特別支援オフィス)、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由その他の障がいについては 障がい学生支援室で配慮申請をおこなってください。

### ● 配慮内容は、原則として、学生と大学(手続上は、学生の所属学部)との合意で決まります。

合意された内容の配慮が提供されない場合には、所属学部の事務室、カウンセリングセンターまたは障がい学生支援室に申し出てください。

### ● 配慮内容は、見直しができます。

「自分のニーズに合っていない」など見直しの必要を感じたら、カウンセリングセンターまたは障がい学生支援室へご連絡ください。

お問い合わせ

学生支援センター障がい学生支援室

カウンセリングセンター(特別支援オフィス)

0774-65-7411 / 075-251-3273

0774-65-7415 / 075-251-3275

NEW!

# 合理的配慮の内容決定手続

## 障がいのある学生

配慮が必要  
である旨を  
大学に伝  
えます。



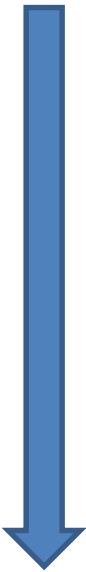
## 学生の所属学部(大学)

配慮提案の内容について  
科目担当教員の意向を  
確認したうえで、学生と  
合意します。



合意

配慮申請



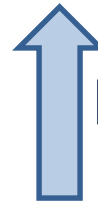
配慮提案



配慮依頼



同意



## 科目担当教員

依頼内容を確認し、  
問題がなければ同意、  
変更が必要であれば、  
その旨を連絡します。



## カウンセリングセンター(特別支援オフィス)【精神障がい・発達障がい】 障がい学生支援室【上記以外の障がい】



学生と面談し、合意内容となる配慮提案を作成して、  
学部に提示します。

配慮提案は、障害者差別解消法の趣旨に照らし、学生のニーズ、  
本学の先例、他大学の実践例等を踏まえて、作成します。  
代替措置が必要な場合は、作成段階で、学部や科目担当教員の  
意向を確認することがあります。

- 配慮提案の内容で合意ができない場合、内容の見直しを含め、合意ができるよう、調整を図ります。提案内容に学生または教員からの同意が得られない状態で配慮申請から1か月が経過すると、障がい学生支援調整委員会が、学生および教員から意見を聴き、講義の目的や障がいの特性を考慮して配慮内容を決定します。